

羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画

(第2版) 素案

羽曳野市

目 次

はじめに

第 1 部	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	P. 1
第 1 章	新型インフルエンザ等対策特別措置法	P. 1
第 2 章	羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画	P. 2
第 2 部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	P. 4
第 1 節	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	P. 4
第 2 節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	P. 5
第 3 節	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	P. 7
第 4 節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	P. 10
第 5 節	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	P. 13
第 6 節	新型インフルエンザ等対策項目	P. 16
第 7 節	羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実行性を 確保するための取り組み等	P. 17
第 3 部	新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み	P. 18
第 1 章	実施体制	P. 18
第 1 節	準備期（平時）	P. 18
第 2 節	初動期	P. 20
第 3 節	対応期	P. 21
第 2 章	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	P. 23
第 1 節	準備期（平時）	P. 23
第 2 節	初動期	P. 25
第 3 節	対応期	P. 27

第3章 まん延防止	P. 30
第1節 準備期（平時）	P. 30
第2節 初動期	P. 31
第3節 対応期	P. 32
第4章 ワクチン	P. 35
第1節 準備期（平時）	P. 35
第2節 初動期	P. 39
第3節 対応期	P. 42
第5章 保健	P. 46
第1節 準備期（平時）	P. 46
第2節 初動期	P. 48
第3節 対応期	P. 49
第6章 物資	P. 50
第1節 準備期（平時）	P. 50
第2節 対応期	P. 51
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	P. 52
第1節 準備期（平時）	P. 52
第2節 初動期	P. 54
第3節 対応期	P. 55
用語解説	P. 56

はじめに

感染症危機への対応については、平成21年に世界的に流行した新型インフルエンザ（A／H1N1）への対応を踏まえ、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定されました。

それに基づき同年9月、大阪府が大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）を策定され、本市においても翌年の平成26年3月、羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、有事への備えを行ってきました。

その中、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）が発生し、国内においては、令和2年1月に国内1例目の患者が確認されて以降、令和5年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく5類感染症に位置づけられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

この新型コロナウイルス感染症への対応は、政府行動計画・府行動計画、市行動計画策定後、初めてとなる感染症危機への対応となりました。しかしこれらの計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定できていませんでした。そのため、新型コロナウイルス感染症への対応は計画の想定外の事態となり、国を挙げて新たに保健・医療分野の取り組みやまん延防止対策を検討し、実行していくこととなりました。

今般、この新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜本的に改定されたことから、令和7年3月、府行動計画も改定されました。これらのことから、本市においても、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、市行動計画を改定しました。

市行動計画（第2版）においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）、府行動計画との整合性を図り、本市が実施した新型コロナウイルス感染症対策の取り組み等を盛り込んだものとしています。

いつ到来するかわからない次なる感染症に対しては、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。そのためには、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

本市においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、平時から関係機関と連携し、市行動計画に基づき各取り組みを着実に進めるとともに、必要に応じて市行動計画の見直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないためパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、新型コロナウイルスのような既に知られている病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きい可能性があります。

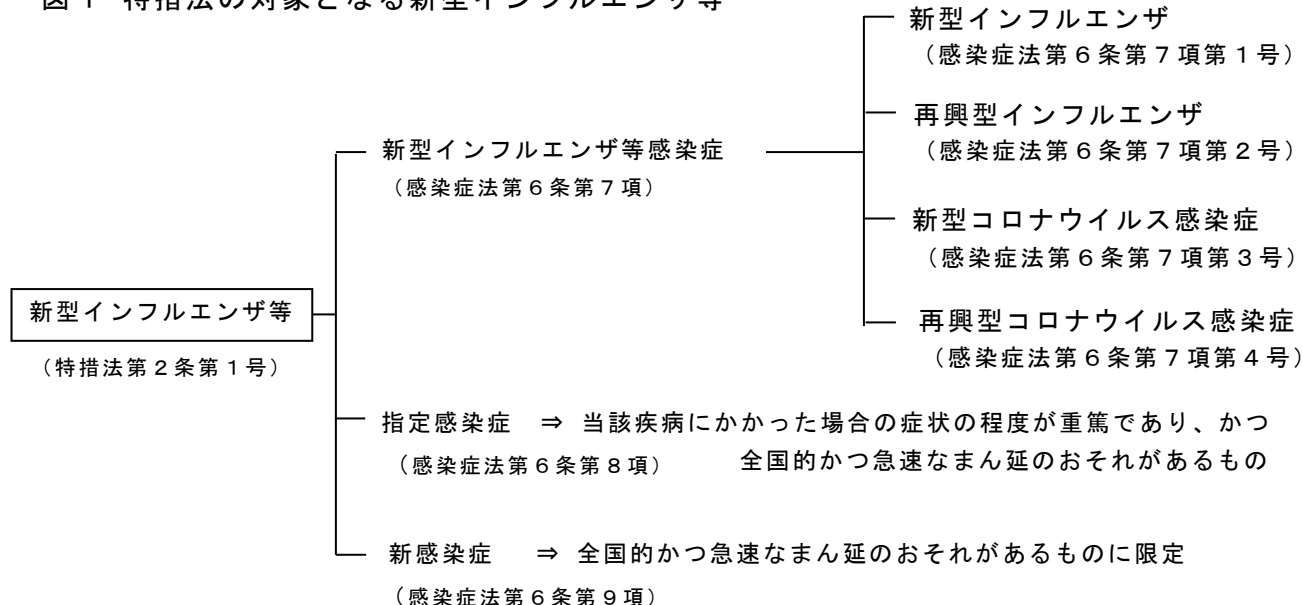
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあります。また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- があります。

図 1 特措法の対象となる新型インフルエンザ等



第2章 羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年6月、特措法第6条に基づき政府行動計画が策定され、これを踏まえ、特措法第7条に基づき、平成25年9月府行動計画が策定され、本市においても平成26年3月市行動計画を作成しました。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を、作成する際の基準となるべき事項等を定めたものです。その後、令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定されました。

新型コロナウイルス感染症は、年に数回の感染の波を引き起こし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していきました。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げての取り組みが進められましたが、この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び国民経済が大きく影響を受けることとなりました。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなりました。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス感染症の対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものとなっています。

政府行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取り組みを充実するとともに、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充しました。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化しています。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとしています。

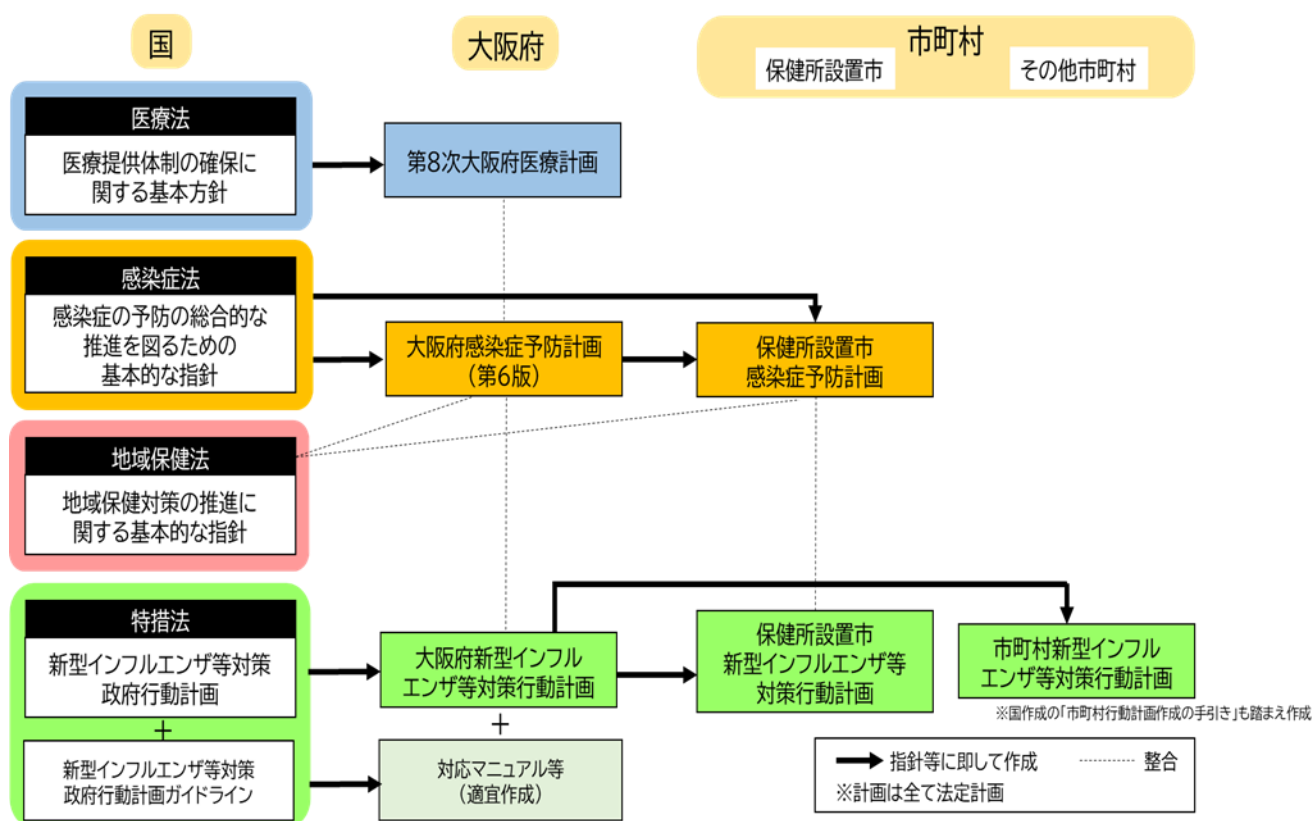
府行動計画（第2版）においては、政府行動計画に沿った取り組みを記載するとともに有事のシナリオとして必要な対策の選択肢を記載する等の抜本的改定が行われています。また、政府行動計画及び政府ガイドラインを踏まえつつ、大都市圏である大阪府においては、全国の中でも先行して感染が拡大し、その規模が大規模となり得ることから、感染症の特性の変化や感染・療養状況等の現場の実態に即した地域ごとの感染症対策の立案と実行を図るべく、大阪府独自の取り組みを盛り込んだものとしています。

また、政府行動計画や大阪府における新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、府行動計画を改定し、大阪府感染症予防計画（以下「府予防計画」という。）、大阪府医療計画（以下「府医療計画」という。）との整合性を確保しています。

市行動計画（第2版）においては、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、市町村が担う7つの対策項目ごとに3期それぞれの取り組みを記載しています。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、本市においても、国の動向や大阪府の取り組み状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討します。

図2 保健・医療分野（感染症関連）における各計画の体系図



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない状況となります。

そのため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び大阪府と連携して対策を講じていく必要があります。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減するとともに安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになります。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

また科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件や大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略をめざすこととしています。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てていることから、市行動計画においても、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、図表のとおり、一連の流れをもった戦略を確立することとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性・感染症・薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策とワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

また、事業者の従業員の罹患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民などの理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国・大阪府・市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民1人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなどの季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。

特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要となります。

時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	市民等に対する啓発や市・事業者による業務継続計画等の策定、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替えます。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行います。 海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性を活かし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせます。また府内には関西国際空港や大阪国際空港（伊丹空港）があることから、感染情報等の収集に努めます。
対応期	大阪府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	大阪府と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬の使用、感染リスクのある者の外出自粛やその他の者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行います。
	大阪府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、大阪府、本市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があります。 あらかじめ想定した対策どおりにいかないことが考えられ、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることを含め、社会状況を把握し状況に応じて臨機応変に対処します。 地域の実情等に応じて、大阪府が実施する国及び市町村との協議に参加し、柔軟に対策を講ずることができるようにすることで、医療機関を含めた現場が動きやすくなる配慮や工夫を行います。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	大阪府と連携し、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行います。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示しています。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分で具体的な対策内容の記載を行います。

新型インフルエンザ等の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成としています。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

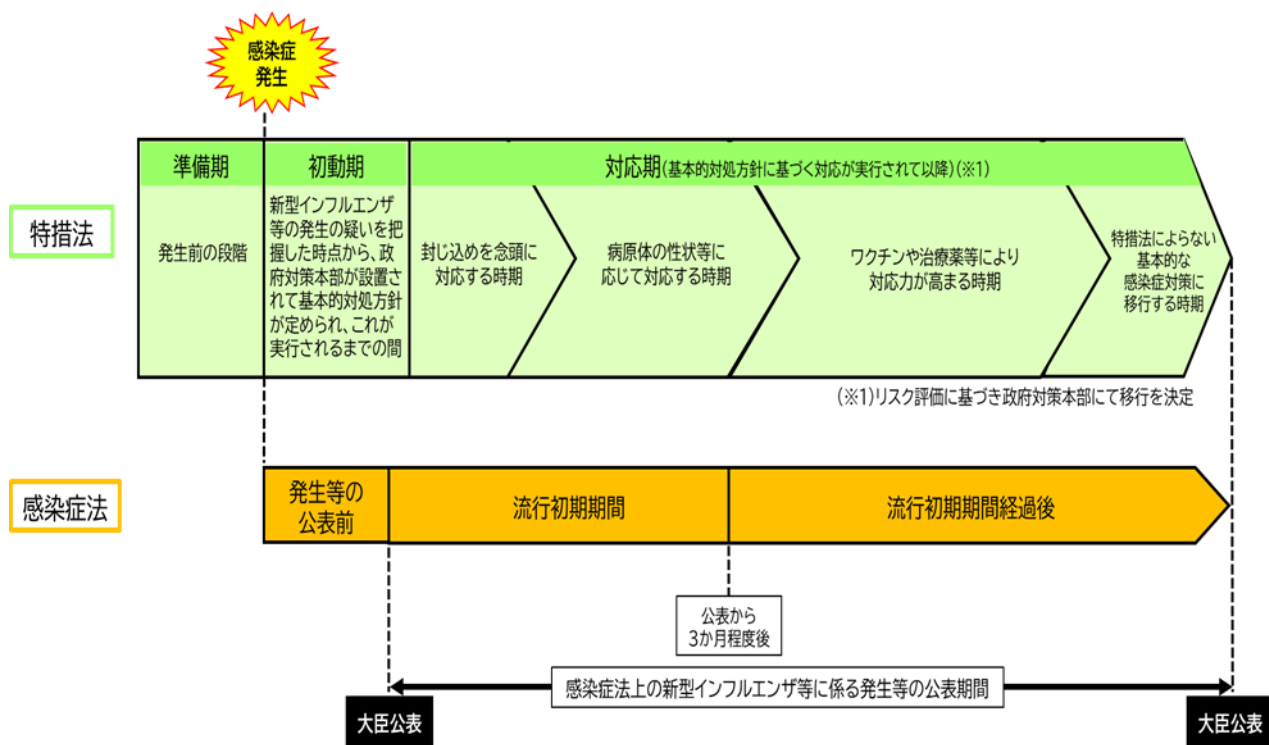
具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下の表「初動期及び対応期の有事のシナリオ」のように区分し、有事のシナリオを想定します。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。また、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めています。

特に、対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定めます。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮します。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めています。

図3 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。 感染症情報等の収集に努め、必要時市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期	国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に必要時大阪府と連携を図ります。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、大阪府が抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します）。
	病原体の性状等 に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します）。 ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進します。
	特措法によらない 基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は市業務継続計画に基づき、大阪府又は指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みにより、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

（イ）感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が大阪府内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

（ウ）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行います。

（エ）医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取り組み

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制等の平時の備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について大阪府と連携し、平時から医療機関との情報を密に行います。

（オ）DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療DX等を推進します。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行います。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。大阪府は、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築するため、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大阪健康安全基盤研究所」という。）等と連携しています。本市においても可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、必要に応じて大阪府と協力連携を図ります。

（イ）医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には府予防計画及び府医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等が講じられます。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意します。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に市の各種対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、国が定める参考指標等の状況を踏まえるとともに、必要に応じて大阪府が独自に設定する指標等の状況も踏まえて対策の切替えに対応します。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて、国や大阪府の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

（オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

（３）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

本市は、特に必要があると認めるときは、大阪府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

大阪府や保健所設置市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行うとしています。

（７）感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄の強化や、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や大阪府と互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行います。

（８）記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表します。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国はこうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【大阪府の役割】

大阪府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められています。

このため、大阪府は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行うとしています。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取り組みにおいては、大阪府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と、府予防計画や府医療計画等について協議を行うことが重要です。

また、府予防計画に基づく取り組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、大

阪府と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

そのため、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合や関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進めます。

【保健所の役割】

保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進します。また、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取り組みを推進します。

【本市の役割】

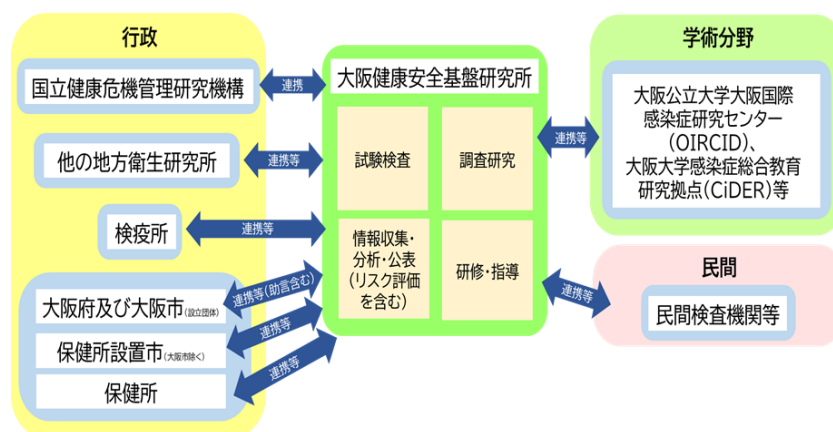
市は、住民に最も近い行政単位であることから、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣の市町村、関係団体等と緊密な連携を図ります。

（３）大阪健康安全基盤研究所の役割

大阪健康安全基盤研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、大阪府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行います。

特に、府行動計画により、平時から、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（OIRCID）や大阪大学感染症総合教育研究拠点（CiDER）等の大学研究機関等との連携を進めるとともに、大阪府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行います。また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、大阪府を始め関係機関等に当該情報等を報告します。

図４ 大阪健康安全基盤研究所の役割等について



(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、大阪府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、大阪府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(5) 大阪府指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、都道府県の区域において医療、医薬品等の製造又は販売、電気又はガスの供給、鉄道等輸送、通信その他の公益事業を営む法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するものをいいます。

大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定しており、新型インフルエンザ等が発生した場合は特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

登録事業者を除く事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(8) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第6節 新型インフルエンザ等の対策項目

政府行動計画を踏まえ、府行動計画は幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、対策項目（13項目）ごとに3期（準備期、初動期、対応期）それぞれの取り組みを記載するとともに、有事のシナリオとして必要な対策の選択肢を記載する等の抜本的改定を行っています。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市町村や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要です。

第7節 羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実行性を確保するための 取り組み等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするために、できる限り具体的かつ計画的な新型インフルエンザ等対策になるよう取り組みます。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、平時から備えの機運の維持を図り、新型インフルエンザ等への備えの充実につなげます。

(3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要です。訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取り組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしています。

本市は、政府行動計画及び府行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行います。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行います。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要があります。国、大阪府、市町村、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、対策を講じていくことが重要です。

そのため、本市では、平時から関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集や分析、リスク評価を行い、的確な政策判断と実効性につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取り組みを推進することが重要です。

そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

（2）所要の対応

1-1. 行動計画等の作成や体制整備

- ① 必要に応じ市行動計画を変更します。変更する際には、特措法第8条第8項に基づき、あらかじめ羽曳野市健康づくり推進協議会にて意見を聴きます。

また、大阪府は必要があると認めるときは、市行動計画の変更に関し必要な助言又は勧告を行うこととしています。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部》

- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、羽曳野市業務継続計画（第3編 新型インフルエンザ編）（以下「市業務継続計画」という。）を作成しており、必要に応じて変更します。

市業務継続計画については、大阪府等の業務継続計画との整合性にも配慮し作成します。

《各部局》

- ③ 大阪府や医療機関等が実施する研修も活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行います。

《危機管理部・保健福祉部・総務部》

1-2. 実践的な訓練の実施

- ① 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を行うとともに、保健福祉部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行います。

《危機管理部・保健福祉部・総務部》

1-3. 関係機関との連携

- ① 大阪府や近隣市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

- ② 国、大阪府、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

- ③ 感染症対策の事前の体制整備や人材確保の観点から、大阪府が感染症法に基づき総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進めます。

《保健福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合や大阪府が府対策本部を設置した場合、必要に応じて市対策本部の設置を検討し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

《危機管理部・保健福祉部》

■ 市対策本部会議の設置等

組織体制

緊急事態宣言が発出されたとき

羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部
(羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部設置条例)

本部長(市長)

副本部長(副市長)

本部員(教育長・消防署長又はその指名する消防吏員・各部局長・
本部長の指名する市職員)

事務局：危機管理課・健康増進課

新型インフルエンザ等対策会議(各部局長)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	危機管理部長
	政策企画部長
	総務部長
	総務部税務長
	保健福祉部長
	福祉事務所長
	保健福祉部理事
	こどもえがお部長
	市民生活部長
	土木部長
	下水道部長
	都市開発部長
	水道局長
	学校教育部長
	生涯学習部長
	消防署長又はその指名する消防吏員

- ② 必要に応じて、１．準備期1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

《危機管理部・総務部・保健福祉部・関係部局》

- ③ 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

《総務部・関係部局》

2-2. 大阪府による総合調整

市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、大阪府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域に係る新型インフルエンザ等対策を実施します。

《危機管理部・保健福祉部》

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに特に、医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざします。

(2) 所要の対応

3-1. 体制整備・強化

- ① 大阪府は、収集・分析した情報とリスク評価を踏まえて、基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施し、その対策については、専門家会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴いた上で府対策本部にて方針を協議し、決定するとしています。

本市においても、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を速やかに実施します。

《危機管理部・保健福祉部》

- ② 初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

《危機管理部・総務部・保健福祉部・関係部局》

- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員への心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。

《危機管理部・総務部・保健福祉部・関係部局》

- ④ 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

《総務部、関係部局》

3-2. 大阪府による総合調整

大阪府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施します。

《危機管理部・保健福祉部》

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、大阪府に対し、特定新型インフルエンザ対策の事務の代行を要請します。

《政策企画部・総務部・関係部局》

- ② 市域にかかる特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は大阪府に対して応援を求めます。

《政策企画部・総務部・関係部局》

3-4. 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認められるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部》

3-5. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部》

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行います。市民等や行政、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、本市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取り組みを進めます。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等や行政、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため本市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要があります。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適宜必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、大阪府及び市による情報提供・共有に対する認知及び信頼の一層の向上を図ります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、市民等の必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理します。

（2）所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

- ① 平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を活用し、継続的かつ適宜に情報提供・共有を行います。これらの取り組み等を通じ、市民等へ情報提供・共有が有用な情報源として認知・信頼されるよう努めます。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも、大きく寄与することについて啓発します。

- ② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健所や保健福祉部、こどもえがお部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。

あわせて、大阪府等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚

や聴覚等が不自由な方等配慮が必要な者に対しての情報提供・共有に当たっては、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮し、これらの取り組みを行う際には連携を図ります。

《保健福祉部・こどもえがお部・教育委員会・関係部局》

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

大阪府と適宜連携を図り、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

《政策企画部・保健福祉部・市民生活部・関係部局》

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

これらの取り組みについては、大阪府と適宜連携を図り、大阪府及び本市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等に認知・信頼されるよう務めます。

《政策企画部・保健福祉部・関係部局》

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

国からの要請を受けた場合、コールセンター等を設置する準備を進めます。

《保健福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて市民等に、新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた、的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有

- ① 国や大阪府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。

特に、患者情報等については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表内容について協議の上、大阪府で一元的に公表されます。また、発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターにて公表されます。

《保健福祉部》

図5 患者情報の一元化（イメージ図）



- ② 新型インフルエンザ等の特性や大阪府内の発生状況、有効な感染防止対策等について、市ウェブサイト等により、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。また、大阪府等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行い、これらの取り組みを行う際には、連携を図ります。

《危機管理部・保健福祉部・こどもえがお部・教育委員会・関係部局》

- ③ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する大阪府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、大阪府からの求めに対し協力をします。その際、当該協力のために必要があると認めるときは、大阪府に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を求めます。

《保健福祉部》

2-1-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等があります。

本市はこれらのことについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等にわかりやすく周知します。

《政策企画部・保健福祉部・市民生活部》

2-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

大阪府と連携を図り、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《政策企画部・保健福祉部》

2-2. 大阪府と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者の健康観察に関して大阪府から協力の要請があった際は、必要時患者等に生活支援を行います。

《保健福祉部》

2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めていくうえで、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国からの要請を受けた際には、コールセンターを設置し、寄せられた意見等の把握やSNSの動向等を通じて情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

また、国や大阪府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため本市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有

- ① 本市及び大阪府等は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市ウェブサイト等にて市民等に対し分かりやすく情報提供・共有を行います。また、大阪府等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行うことから、これらの取り組みを行う際には、連携を図ります。

《危機管理部・保健福祉部・こどもえがお部・教育委員会・関係部局》

- ② 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する大阪府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、大阪府からの求めに対し協力をします。その際、当該協力のために必要があると認めるときは、大阪府に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を求めます。

《保健福祉部》

3-1-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等があります。

これらの状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等にわかりやすく周知します。

また、大阪府と連携を図り、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《政策企画部・保健福祉部・市民生活部》

3-2. 大阪府と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者の健康観察に関して大阪府から協力を求められることや、必要時患者等に生活支援を行うことがあります。

《保健福祉部》

3-3. 双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めていくうえで、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国からの要請を受けた際には、コールセンターを設置し、寄せられた意見等の把握やSNSの動向等を通じて情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

また、国や大阪府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

3-4. リスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応します。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明します。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、大阪府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取り組みが早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、本市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部》

3-4-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、本市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策についての理解と協力を得ます。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得ます。また順次、広報体制の縮小等を行います。

《政策企画部・保健福祉部・関係部局》

第3章 まん延防止

本市は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

このため、本市は病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施します。また、対策の効果と影響を総合的に勘案し、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に実施します。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。このため、国や大阪府の方針を踏まえ、対策の実施にあたり参考とする指標やデータ等の整理を平時から実施します。また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

- ② 本市、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

《保健福祉部・教育委員会・関係部局》

- ③ 大阪府と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図ります。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

- ④ 平時から感染防止対策に必要な物品を備蓄します。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

第２節 初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

（２）所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、市行動計画や市業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や市民経済への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民経済への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の実施に係る参考資料等の活用等

大阪府は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標等の検討状況を踏まえ、必要に応じ、大阪府独自の指標を設定し、これら指標等の状況を大阪府ホームページ等で公表するとしています。このことから、本市においてもまん延防止対策の実施を図るため、大阪府の指標を活用します。

《危機管理部・保健福祉部》

3-2. まん延防止対策の内容

国や大阪府、国立健康危機管理研究機構、大阪健康安全基盤研究所等による情報収集・分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や市民経済への影響も十分考慮します。

《危機管理部・保健福祉部》

3-2-1. 市民等に対する情報提供等

①患者や濃厚接触者の市民等に対する情報提供等

保健所等は、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行うとしています。本市では、市民に対し、これらの対応について、市ウェブサイト等にてわかりやすく情報提供します。

《保健福祉部》

②患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨します。

《保健福祉部・関係部局》

3-3. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-3-1. 封じ込めを念頭に対する時期

感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講じます。

《危機管理部・保健福祉部》

3-3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

国や大阪府、国立健康危機管理研究機構、大阪健康安全基盤研究所等が行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や大阪府が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断します。

3-3-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る大阪府への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じます。

《危機管理部・保健福祉部》

3-3-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざします。

《危機管理部・保健福祉部》

3-3-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

罹患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、大阪府や保健所等は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、府予防計画及び府医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応するとしています。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、大阪府が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国や他の都道府県への支援要請を検討します。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

《大阪府》

3-3-2-4. こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、本市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じます。また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、大阪府が学級閉鎖や休校等の要請を行った場合は協力します。

それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討します。

《危機管理部・保健福祉部・こどもえがお部、教育委員会》

3-3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-2 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施します。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-3-2 に記載した考え方に基づき対策を講じます。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や市民経済への影響をさらに勘案しつつ検討を行います。

《危機管理部・保健福祉部》

3-3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

国及び大阪府の方針に基づき、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、基本的な感染症対策への速やかな移行を進めます。

《危機管理部・保健福祉部》

3-4. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

- ① 大阪府は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

《大阪府》

- ② 緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。また市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき緊急事態措置に関する総合調整を行います。

《危機管理部・保健福祉部》

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、関係機関は、国や大阪府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行います。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や大阪府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

（2）所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、羽曳野市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行います。

また、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

《保健福祉部・関係部局》

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品（針・駆血帯・ルート・消毒薬） ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト 【文房具類】 ☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ 【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤等 ☐ ワクチン保管用冷蔵庫等 ☐ 耐冷手袋等

1-1-2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

《保健福祉部》

1-2. 特定接種

- ① 特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。

接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定します。また、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。

特に、登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象者となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築します。

《保健福祉部・関係部局》

- ② 特定接種の対象となり得る市職員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。

《保健福祉部》

1-3. 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 国又は大阪府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

《保健福祉部》

- ② 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取り組みを進めます。

《保健福祉部》

- ③ 接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、羽曳野市医師会等の関係者や学校関係者等と協力し、接種対象者数の把握や接種に携わる医療従事者等の確保、接種場所及び運営方法の策定、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

《保健福祉部・教育委員会》

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		対象者数（人）
総人口	人口統計（総人口）	A	107,064
基礎疾患のある者	総人口の 7 %	B	7,494
妊婦	母子健康手帳届出数	C	603
幼児	人口統計（1－6 歳未満）	D	3,520
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	612
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）× 2	E2	1,224
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計（6－18 歳未満）	F	10,337
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	32,651
成人	総人口から上記の人数を 除いた人数	H	50,623

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算。

※ 令和 7 年 3 月末現在年齢別人口より国の試算割合に基づき換算して試算。

- ④ 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、保健福祉部内にて連携し、これらの方への接種体制を検討します。

《保健福祉部》

- ⑤ 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等を考慮した必要な医療従事者数、期間が異なることを踏まえ、接種方法に応じた必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、本市は羽曳野市医師会と連携しその確保を図ります。また、個別接種、集団接種いずれの場合も、事前に羽曳野市医師会や医療機関等との調整を行い、接種体制を構築します。

《保健福祉部》

- ⑥ 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付・待合い・問診・接種・経過観察・応急処置・ワクチンの保管及び調剤（調整）等の場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入り口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調整後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については、本市が直接運営するほか、羽曳野市医師会等と委託契約を締結し運営する場合があります。

《保健福祉部・関係部局》

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、平時を含めた準備期において、医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、市ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図ります。

《保健福祉部・関係部局》

1-4-2. 市町村における対応

定期の予防接種の実施主体として、羽曳野市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を大阪府の支援を受けながら行います。

《保健福祉部》

1-4-3. 庁内関係部局の連携

予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び庁内関係部局の連携及び協力が重要であることから、その強化に努めます。また、園児児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては学校保健との連携が必要です。予防接種に関する情報の周知を図るため、チラシの配布や保護者連絡アプリ等の使用をこどもえがお部や教育委員会等に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取り組みに努めます。

《保健福祉部・こどもえがお部・教育委員会》

1-5. DXの推進

- ① 本市が活用する予防接種関係システム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

《政策企画部・保健福祉部》

- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるように準備を進めます。ただし、電子媒体で通知を受け取ることができない者に対しては、紙媒体の接種券等を送付する等対応します。

《政策企画部・保健福祉部》

- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子で予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

《政策企画部・保健福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

国や大阪府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

《保健福祉部》

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

《保健福祉部》

2-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、羽曳野市医師会等と連携し、その確保を図ります。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向け、必要時に羽曳野市医師会等と調整する機会が得られるよう必要な支援を行います。

《保健福祉部》

2-3. 住民接種

- ① 目標とする接種進捗状況に応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

《保健福祉部・関係部局》

- ② 接種の準備に当たっては、保健福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、政策企画部や総務部等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

《政策企画部・総務部・保健福祉部》

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を精査し、各業務の担当部門を決定した上で、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。

また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、大阪府や関係部局との連携を図ります。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託できる業務については、積極的に外部委託する等の対応を講じ、業務負担の軽減を図ります。

《保健福祉部》

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本市は羽曳野市医師会等と連携し、その確保を図ります。

《保健福祉部》

- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、必要時に羽曳野市医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて、医療機関以外の臨時の会場を設けるため、羽曳野市立保健センターや市内の小中学校等公的な施設等を活用することを検討し、また医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

《保健福祉部・関係部局》

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、羽曳野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。

《保健福祉部》

- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、その際は当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備等の手配を行います。

《保健福祉部》

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が藤井寺保健所に必要です。

また、接種方法や会場数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。なお、具体的な医療従事者等としては、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名を1チームとし、薬液充填等準備を担当する看護師又は薬剤師等1名や接種後の状態観察を担当する看護師1名等を配置します。またその他、検温・記録・誘導や案内・予診票確認・接種済証の発行などについては、事務職員等が担当します。

《保健福祉部》

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、点滴、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要となります。薬剤購入等に関しては羽曳野市医師会や羽曳野市薬剤師会と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。

実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の各従事者の役割を決め共有を図ります。

また、大阪府、大阪府医師会等の地域の医療関係者や大阪南消防局と連携しながら羽曳野市医師会と協議の上、市内の医療機関と調整を行い、搬送先となる接種会場付近の二次医療機関等を選定し、市内の医療機関や大阪南消防局と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

本市が独自で調達する物品などがある場合は、あらかじめ関係機関と協議する他、日頃より休日急病診療所等にて取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。

具体的な必要物品としては、表1のようなものが想定されますが、会場の規模やレイアウト等を踏まえて数量等を検討します。

《保健福祉部》

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等掲示板を掲げます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を順守し、また廃棄物処理業者と収拾の頻度や量等についてもよく相談することとします。

《保健福祉部》

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ポールパーテーションなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、受付・予診・接種・待機等、接種の流れが滞ることがないように配慮します。

また会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるような規模であることや要配慮者への対応を円滑に行えること等を考慮し準備を行います。

《保健福祉部》

第3節 対応期

(1) 目的

国や大阪府の方針に基づき、構築した接種体制の下、接種を希望する府民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

3-1-1. 接種体制の構築

- ① 準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

《保健福祉部》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や大阪府、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

3-1-2. ワクチン接種に必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握については、政府行動計画及び政府ガイドラインを踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

《保健福祉部》

- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、大阪府と連携の下、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。

《保健福祉部》

- ③ 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、大阪府を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定もしくは発注することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等も併せて行います。

《保健福祉部》

3-2. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、本市は国や大阪府と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

《保健福祉部》

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

《保健福祉部・関係部局》

- ② 接種状況等を踏まえ、接種実施会場の追加等を検討します。

《保健福祉部》

- ③ 各会場において、予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。

《保健福祉部》

- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

《保健福祉部》

- ⑤ 医療従事者は基本的に当該者が勤務する機関において、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、当該者の療養を担当する医療機関において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、羽曳野市医師会と協議のうえ訪問による接種を検討します。

《保健福祉部・関係部局》

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、羽曳野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

《保健福祉部・関係部局》

3-3-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行います。

《保健福祉部》

- ② 本市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙媒体の接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応します。

《保健福祉部》

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子媒体に接種対象者に通知するほか、市ウェブサイトやSNSを活用して周知することとします。なお、電子媒体での情報を収集することが困難な方に対しては、広報への掲載等、紙媒体での周知を実施します。

《保健福祉部》

3-3-3. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて羽曳野市立保健センター等公共施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、羽曳野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

《保健福祉部・関係部局》

3-3-4. 接種記録の管理

国、大阪府及び本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

《保健福祉部》

3-3-5. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となります。

《保健福祉部》

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となります。

《保健福祉部》

- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

《保健福祉部》

3-4. 情報提供・共有

- ① 大阪府及び本市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、府民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。

《保健福祉部》

- ② 実施する予防接種に係る情報（接種対象者、接種日程等スケジュール、会場、使用するワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や大阪府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行います。

《保健福祉部》

- ③ 接種に対応する医療機関の情報、接種状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行います。

《保健福祉部》

- ④ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。

《保健福祉部》

3-4-1. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供します。

《保健福祉部》

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、住民からの基本的な相談に対応します。

《保健福祉部》

- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制が取られることとなり、そのための混乱も起こり得る。

《保健福祉部》

- ③ 上記②を踏まえ、広報に当たっては次の点に留意します。

- a 接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c 接種の時期や方法等国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

《保健福祉部》

第5章 保健

本市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担います。

保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。

このため、本市は平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、業務の効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

第1節 準備期（平時）

（１）目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

本市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報等を平時から収集する体制を構築します。また、大阪府等が感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所が感染症対策のみならず、感染症拡大時にも必要な地域保健対策を継続して実施できるよう等、その機能を果たすことができるようにするとしています。

その際、大阪府等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、本市等関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

（２）所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 大阪府は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び市町村等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築することから、本市においても大阪府より要請があった際には必要時協力します。

《保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

- ② 所属する保健師等を応援職員として大阪府管轄保健所へ派遣できるよう、統括保健師の下、必要な取り組みを推進します。

《保健福祉部・こどもえがお部・総務部・関係部局》

1-2. 市業務継続計画を含む体制の整備

- ① 感染症がまん延した際には情報量と業務量が増大することを想定し、平時から効率的な情報集約の検討、柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築し、大阪府より健康観察等における協力要請があった際には対応できる体制整備を行います。

《保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

- ② 感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から大阪府等や大阪健康安全基盤研究所の役割分担を確認するとともに、大阪府等と協議し、感染症発生時における協力について検討します。

《保健福祉部》

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成

国や大阪府の研修や訓練などを積極的に活用し、人材育成に努めます。

《危機管理部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要です。有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 大阪府が市町村へ応援派遣要請等人員の確保に向けた準備を始めることから、統括保健師の下、人員体制の整備を図ります。

《総務部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

- ② 感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行準備を進めます。

《危機管理部・保健福祉部》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時における、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき、本市が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 大阪府が市町村へ応援派遣要請等を実施した際には必要時協力します。

《総務部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

- ② 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を大阪府と共有します。

《保健福祉部・関係部局》

3-2. 感染状況に応じた取り組み

3-2-1. 流行初期（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）

流行開始をめぐり感染症有事体制へ切り替えるとともに、移行状況を適時適切に把握します。

また、大阪府から応援派遣要請等があった際には必要時協力します。

《総務部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

3-2-2. 流行初期以降（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降）

- ① 引き続き必要に応じて大阪府からの応援派遣要請等に協力します。

《総務部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

3-2-2-1. 健康観察及び生活支援等主な対応業務の実施

- ① 大阪府から要請があった際には、大阪府が実施する健康観察に必要時協力します。

《総務部・保健福祉部・こどもえがお部・関係部局》

- ② 大阪府から要請があった際には、大阪府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報の共有を受けて、大阪府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等物品の支給等に必要時協力します。

《総務部・保健福祉部・関係部局》

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

国や大阪府からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制の段階的な縮小や医療提供体制や感染対策の見直し等について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

《保健福祉部・関係部局》

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

本市では、平時から国の方針に基づき、個人防護服や感染症対策物資等の備蓄を進めます。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に新型インフルエンザ等対策を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、本市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができますが、関係部局においても有事に備え、予算の確保等備蓄に努めます。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

第2節 対応期（政府対策本部が設置されて基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

（１）目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。本市は初動期に引き続き、大阪府と連携し必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行います。

（２）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確保

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資の備蓄・配置状況を随時確認します。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

《危機管理部・保健福祉部》

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、本市は新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨します。また指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら感染防止を図りながら事業の継続に努めます。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、大阪府が実施する新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

本市は、必要な対応を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨します。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や大阪府との情報共有体制を整備します。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 市行動計画又は業務計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法等49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができますが、関係部局においても有事に備え、予算の確保等備蓄に努めます。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

- ② 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に推奨します。

《危機管理部・保健福祉部》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ①国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等に家族等による支援がない場合、隔離期間中に限り生活に必要な物資や感染対策物資等を提供できるよう、予算確保等備蓄の準備に努めます。

《危機管理部・保健福祉部》

- ②国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）の対応等について、要配慮者の把握とともに大阪府と連携しその具体的手続きを検討します。

《危機管理部・保健福祉部》

- ③国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への搬送、死亡時の対応などについて、大阪府と連携しその具体的手続きを検討します。

《危機管理部・保健福祉部》

1-5. 火葬体制の構築

大阪府の火葬体制を踏まえ、大阪府内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとします。その際には市民生活部等との調整を行います。

《危機管理部・保健福祉部・市民生活部・関係部局》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨します。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

- ② 必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨します。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けます。

《保健福祉部・関係部局》

2-3. 遺体の火葬・安置

大阪府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

第3節 対応期

(1) 目的

準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努めます。

(2) 所要の対応

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

《保健福祉部・こどもえがお部・教育委員会・関係部局》

- ② 併せて市民が新型インフルエンザ等や各施策に対する正しい情報の入手や理解、活用ができるヘルスリテラシーを高める対策を講じます。

《保健福祉部》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

- ① 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等に家族等による支援がない場合、隔離期間中に限り生活に必要な物資や感染対策物資等を提供します。

《危機管理部・保健福祉部》

- ② 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）の対応等について、大阪府と連携し、必要時対応等を行います。

《危機管理部・保健福祉部》

- ③ 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への搬送、死亡時の対応などについて、大阪府と連携し、必要時対応等を行います。

《危機管理部・保健福祉部・関係部局》

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行います。

《教育委員会》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民の生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

《政策企画部・市民生活部》

- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

《政策企画部・市民生活部》

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、大阪府及び本市それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

《政策企画部・市民生活部》

- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

《危機管理部・政策企画部・保健福祉部・関係部局》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 大阪府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。

《保健福祉部》

- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

《保健福祉部》

- ③ 大阪府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して、広域火葬の応援・協力を行います。

《保健福祉部》

- ④ 大阪府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

《保健福祉部》

- ⑤ 併せて遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。

《保健福祉部》

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡大について早急に措置を講ずるとともに、大阪府から可能場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

《保健福祉部》

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

《保健福祉部》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

本市及び大阪府は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講じます。

《政策企画部・総務部・保健福祉部・関係部局》

3-2-2. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、上下水道施設やごみ収集・処理施設等を適正に稼働させて機能を維持するため必要な措置を講じます。

《市民生活部・下水道部・水道局》

3-3. 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、大阪府と連携を図りながら必要な支援を行います。

《保健福祉部・関係部局》

3-3-2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を大阪府と連携し行います。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意します。

《関係部局》

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する（50音順）

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項の規定する、大阪府と大阪府域内にある医療機関との間で締結する協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象者へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象者へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届出された情報等を集計及び提供・共有するために活用されているシステムであり、新型コロナウイルス感染症の対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はB型（A型のような毎年の抗原変異が起こらない）により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し作成する計画。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認める時に、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に令する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや多数の者が利用する施設の利用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ的確に講ずるため、大阪府と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に、質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取り組み。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等もしくは障害者施設等での療養者。 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、厚生施設、授産施設及び宿所提供施設)をさす。 ※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

	設、共同生活援助をさす。
指定行政機関	国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。 大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認める時に、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設確保措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ的確に講ずるため、大阪府と宿泊業者等とが締結する協定。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、同条の7第1項又は同条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものをして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。
政府ガイドライ	政府が作成する新型インフルエンザ等対策ガイドライン

ン	
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。 大阪府が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。 本市が特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされた時に設置する本部は、「市対策本部」とする。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
地方公共団体	都道府県及び市町村（保健所設置市を含む。）
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業者又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
偽・誤情報	フェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。

大阪府等	大阪府及び保健所設置市（地域保健法施行令第1条に定める市） （保健所及び地方衛生研究所を含む。）
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自律障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認める時、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※大阪府が作成する計画は「府予防計画」とする。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容。信頼構築等）につなげていくための活動。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染症のある期間、症状、合併症等の総称
流行状況が収束する	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取り組み。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。